

【学長メッセージ】 武蔵大学の学費に関する考え方

武蔵大学長 山寄哲哉

授業料及び維持費の減免要求についての私の考えを次に述べます。

まず、授業料の件ですが、学生諸君の主張は、対面（以下、面接）15回の授業が11回になったことによって、実施できなくなった4回分相当の授業料は返還すべきであると理解しています。

確かに、大学設置基準の第25条第1項には「授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする」とあり、これは面接授業を行うことを前提としており、さらに、同第21条において、単位数を定めるに当たっての学習時間の定めがあり、2単位であれば90時間の学修時間を必要としています。

例えば、本学の講義や演習の場合は、面接授業が30時間（90分を2時間と換算していますので、2時間×15回）と事前と事後の学修時間60時間をもって、2単位の授業としています。

このような理解の中で、面接授業が15回から11回になったことにより2単位の講義や演習の場合、30時間の対面授業が確保されていないことが授業料減免要求の中心的な理由になると主張されていると思います。

しかし、文部科学省高等教育局大学振興課の2020年5月1日の事務連絡では、「今回の特例的な措置として、面接授業に相当する教育効果を有すると大学等が認めるものについては、面接授業に限らず、自宅における遠隔授業や、授業中に課すものに相当する課題研究等（以下「遠隔授業等」という。）を行うなど、弾力的な運用を行うことも認められます」とあります。

本学では、文部科学省の事務連絡に先立って4月20日付で「授業回数が本来よりも4回分少なくなっているので、課題研究、遠隔授業、対面での補講（対面授業が解禁されている場合のみ）等を活用して、学修時間の確保に努めていただくよう」という通知を前期授業担当教員に送り、授業担当教員もその方針に従って授業運営を行っているところです。

次に、維持費についてです。維持費に関してはさまざまな見方があると思います。しかし、私は、教育に必要な施設等のハードウェアやPC、そしてソフトウェアやデータベース等を整備するために必要な費用のことであり、それを学生諸君に負担いただいていると考えます。これらを使用する立場から見ると、確かに使えない期間に対しての負担は納得できないということになるかもしれません。ただ、大学は、学生諸君がいつ大学に通えるようになっても対応できるように、万全の体制でこれらをメンテナンスしておくことが求められています。また、通信関係の環境整備はオンライン授業実施に欠かせないものです。ぜひ、このような現状をご理解いただければと願います。

コロナウイルス感染の拡大は、誰もが予期できない、そしてあまりに急に起きたことであり、本学の対応が必ずしも十分でなかったかもしれません。しかし、今も教職員一丸となってオンライン授業への対応に取り組んでいるところでもあり、また学生諸君への支援も「オンライン授業支援特別奨学金」の給付を実施し、家計急変者への支援の拡充を検討しているところです。さらに、授業回数も、11回を超えて弾力的運営できる措置も講じました。

授業料そして維持費減免の要求をされた学生諸君の意思は真摯に受け止めます。そして、緊急事態宣言が全国的に解除され、今後は徐々に日常を取り戻す段階に入りました。このような環境下で、私は学長として授業内容の維持・向上に全力で努めて参りますので、授業料及び維持費減免に対する私の考えについてご理解いただけますようお願い申し上げます。